発行所
三池炭鉱労仂組合
大牟田市不知火町2
電話③3033番 ③3034番
編集兼発行人　山下開
半年間1,200円　送料共

# 各裁判の公判日程

大災害の責任を追及する三つの裁判の公判日が近づきましたから組合員・家族の皆さんの積極的な参加をお願いいたします。

×

▼上村裁判　三月六日午後一時から、福岡高裁法廷で。島田証人（会社側）に対する、原告＝組合側代理人弁護士による反対尋問。

▼大災害裁判　三月二十四日午後一時。村上証人（会社側）に対する、原告＝組合側代理人弁護士の反対尋問と、同じく会社側の野口・木村証人に対する会社側代理人弁護士の主尋問。

▼九・二八坑内火災裁判　五月二十四日午後一時。吉田証人（曙病院院長。原告＝組合側証人）に対する、原告＝組合側代理人弁護士による主尋問。

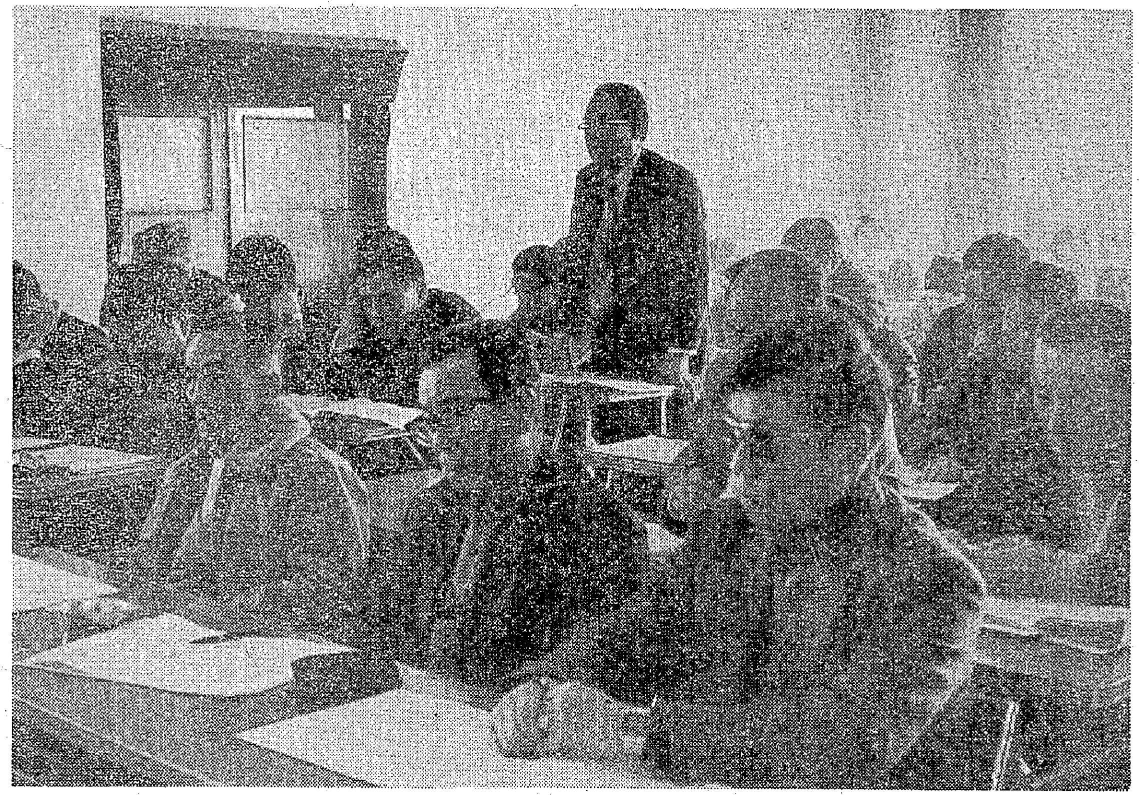

写真は、2月3日大牟田で開催された炭労の〝石炭政策提言報告集会〟で、真剣な面もちで発言する高島労組代表。切実な問題に直面した炭鉱労仂者の姿が、ここにまざまざとにじみ出ている。石炭政策を、一日も早く国民の手でにぎらねばならぬ。

# 春闘をどうたたかうか

## 炭労、近く大会で意志統一

その組織の一角—北炭労働者を襲うはげしい資本の合理化攻撃に直面するなか、炭労は近く臨時大会を開き、国民的で民主的なエネルギー・石炭政策の実現と、炭鉱労働者のひどい労働条件の改善をかける春闘の闘い方をきめる。

炭労は三月八～九の両日東京の国労会館で臨時大会を開き、国民的で民主的なエネルギー・石炭政策の実現をめざす政策提言と、ひどく立ち遅れている（別表の「昨年七月分賃金実態調べ」を参照のこと）炭鉱労働者の労働条件の改善を期してたたかう春闘方針をきめることになった。

すでに政策提言案は、石炭に限って述べれば期するところ次のことである。

㈠国による大規模な炭量調査と国内炭の完全有効な開発と利用。

㈡国の全額出資による日本石炭公団の創立により、国内炭、輸入炭の一括買売、未開発鉱の開発や閉山鉱区の再開発、石炭生産機構の一元化の実現。

㈢深部開発にも安全に耐え得る体制・技術の開発。

㈣国内炭の需要の道の確保。

㈤労働条件・生活環境の改善。

㈥産炭地域社会の振興。

㈦政府責任による財源の確保。

以上の政策とともに、炭鉱労働者の賃金の引き上げほか、家族手当や諸手当、休日、災害補償などの労働諸条件が改善されなければならず、そのため炭労の春闘方針案自体次のように決意をうながしている。

「新石炭政策提言の目指す方向を確認しつつ、炭鉱労働者にふさわしい労働条件の確立こそ政策を変革する原動力であることを確認し、政府・資本が企図する方向を粉砕する闘いに立ちあがることが重要である」

昨年7月分賃金実態調べ

| | きまつて支給する給与 | 所定内賃金 | 時間当賃金 | 順位 |
|---|---|---|---|---|
| 鉄鋼 | 194,822 | 177,579 | 1,114 | (2) |
| 化学 | 180,039 | 166,779 | 1,050 | (3) |
| パルプ | 170,527 | 152,263 | 919 | (6) |
| 電気機器 | 152,794 | 136,699 | 810 | (9) |
| 非鉄金属 | 177,678 | 157,143 | 978 | (5) |
| 製造業平均 | 168,062 | 148,644 | 893 | (7) |
| 石炭坑外 | 180,025 | 137,727 | 848 | (8) |
| 〃坑内 | 221,521 | 173,095 | 1,030 | (4) |
| 〃直接 | 236,766 | 193,587 | 1,169 | (1) |

労働省統計によつて算出。但し石炭は炭鉱賃金乙一表によつた。（炭労の春闘方針案から）

# もっと積極的態度を

## 組合、炭労大会対策確立へ

炭労の臨時大会を目前にひかえて、三池労組は近く中央委員会を開き、「大会の成功」を期して対策をきめるが、執行部はすでに対策案をまとめ、職場討議に移している。

三池労組は炭労大会を前に、大会議案とともに、大会対策についての執行部案を全職場での討議に移している。

炭労大会で意志決定を求められているものの大要は別項記事の通りであるが、三池労組としてとるべき態度について、執行部案は次の諸点を指摘している。

**政策提案について**

▼石炭政策の経過から見て、従来の政策闘争がとかく労資協調的弱点があった点反省すべきだ。

▼従来の石炭政策は、労働者を犠牲にしながら資本だけを救済し、スクラップ・アンド・ビルド政策に一貫した事実を認識すべきだ。

▼どんな石炭政策も、もはや労働条件の改善を前提にしている現実を確認すべきだ。

**春闘方針案について**

▼炭価問題や、不況問題に、賃金・労働条件の改善問題を従属させる態度では真の政策の実現それ自体が不可能となる。

▼賃上げ要求は、あくまでなおひどく立ち遅れている労働条件にもとずいて決めるべきだ。

▼いまこそ、統一闘争の強化をこそはかるべきである。　他略。

## お知らせ

問題の福利・厚生をめぐる要求や労働協約改定をめざしての中央交渉が行われましたが、その経過は重大な問題を含んでもおりますので、なるべく詳細に次号でお伝えいたします。

——編集部

# 東京から送ってきた カセットテープ

——本所指導部　中原忠司——

いつもに変らぬ、暖い連帯の心を綴った手紙といっしょに、東京の地下鉄労組の松村泰さんから、労働者文化サークルの一つである東京青年文化センター編集のカセットテープが送られてきました。

三池大災害——人殺し合理化
人間の尊厳と生命を守る闘いの
意義について
仲間としみじみ語り合った
まなび取った心を武器として
三池の火を高くかかげて前進し
よう
三池に燃ゆる闘いの火は赤く
三池に燃ゆる闘いの火は熱く
三池に燃ゆる火は未来への展望
を照らし出し
三池に燃ゆる火は闘いの輪を広
げる
闘いは今から　闘いはここから
闘いは三池から

……

このプロローグに始まって、地底のうた、炭掘る仲間、三池の主婦の子守りうた、そのほか常に私たちの闘いのなかにある労働歌が第一部十九曲、第二部二十二曲—と収録されています。

よく、うたは心のふるさとといわれますが、労働者の魂をうたった労働歌は必ずや私たちの心をとらえ、一つに結びつけずにはおきません。

わが家だけで聞くのはもったいなく、もしお聞きになりたい方はいつでもどうぞ……、と思ってペンを取りました。

## 弁護人なし裁判は憲法違反

憲法第三十七条は、①すべての刑事事件においては被告人は公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。②刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを付する—と規定しています。

政府は、ハイジャック事件防止などを口実に「弁護人なし」で裁判がすすめられるよう刑事訴訟法の改正をしようとし、それに失敗すると今度は改正案と同じ内容のものを特例法として立法化しようとしています。

※現行刑事訴訟法では、死刑無期または三年を超える懲役・禁固を定めている事件では、弁護人がいなければ絶対に法廷を開くことができません。

不況下における今春闘は、はげしい闘いが予想されます。このような闘いのなかで、前記※印に該当するような不当な刑事弾圧事件が絶対に起きないとは限りません。今度の「弁護人なし」の裁判を合法化する刑事訴訟特例法制定は、人ごとではないのです。

「弁護人なし」裁判で、ハイジャックを防止することはできません。政府の本当のねらいは労働組合など民主勢力の活動を抑圧しようとするものです。

国民全体の基本的人権のひとつを根底から奪い去ろうとする刑事訴訟特例法の制定は絶対に阻止しなければなりません。

×　×